

＜概要版＞

石垣市男女共同参画推進条例

女（みーどらん）男（びぎどらん）もともに輝く社会へ



平成21年6月1日施行

石垣市

条例のしくみ

基本理念 第3条

市の責務
第4条

市民の責務
第5条

教育関係者の責務
第6条

事業者の責務
第7条

市民団体の責務
第8条

性別による人権侵害の禁止 第9条 社会のあらゆる分野において

- ・性別を理由とする差別的取り扱い
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・配偶者等に対する暴力的行為
(ドメスティック・バイオレンス)
- ・広報、報道、広告等において、差別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な表現

禁止
します!

基本施策
11条～20条

苦情等の申し出
及び処理
21条

男女共同参画審議会
22条

- ・基本計画の策定
- ・施策の策定等に当たっての配慮
- ・附属機関等における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画のための教育の推進
- ・情報の提供等
- ・調査研究
- ・実施状況等の公表
- ・男女共同参画の推進及び理解を深めるための広報等の措置
- ・農林水産業及びその他の産業における推進

- ・市が実施する男女共同参画推進に関する施策に対する申し出
- ・性別による差別的取り扱いなど男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談

- ・基本計画の策定及び変更時の意見
- ・男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議
- ・施策の実施状況についての意見
- ・市が実施する施策に対する申し出の処理に関する意見



男女共同参画社会の実現

※条例の全文は、ホームページで見ることができます。

石垣市では、すべての人々が個人として尊重され、性別にとらわれることなくのびやかに暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいます。しかしながら、男女の平等を阻害する社会の制度や慣行とそれを支える固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、社会のさまざまな活動における男女の共同参画を達成するには、多くの課題が残っています。

そのため基本理念を市・市民・教育関係者・事業者及び市民団体の皆さんの責務を明らかにし、市の基本的な施策を定めることにより、男女がこれまでの役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、安心と生きがいのある地域社会を目指して、男女共同参画を一層推進するよう、平成21年3月23日市議会で石垣市男女共同参画推進条例が可決・制定され、平成21年6月1日から施行されます。



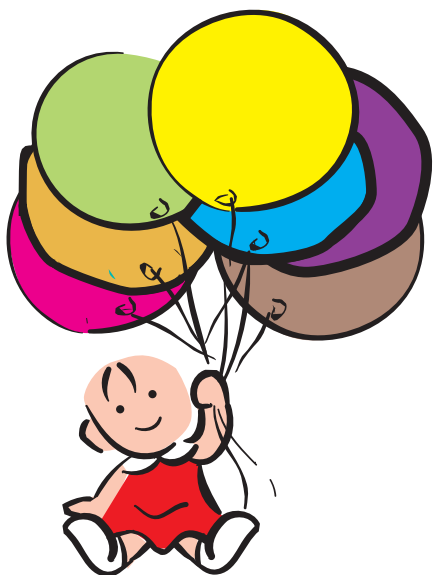
男女共同参画を推進するため 基本となる考え方を決めました

1. 男女の人権の尊重

- 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくす。
- 個人としての能力を発揮する機会の確保がなされること。

2. 男女の性についての理解

- 妊娠、出産等に関することについて、双方の意思の理解が尊重され、ともに健康で豊かな生活をいとなむことができること。



3. 学校教育、あらゆる分野の教育の場における 男女共同参画を実現するための配慮

- 教育の果たす重要性に鑑み、教育分野のすべてにおいて、男女共同参画を実現するための配慮がなされること。

4. 社会における制度や慣行についての配慮

- 性別による家庭的な役割分担にとらわれず、男女がさまざまな活動を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を見直し、男女の活動が自由に選択できる社会づくりに配慮がなされること。

5. 政策等の立案及び決定の場への共同参画

- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案、決定の場に参画する機会を確保すること。

6. 家庭生活における活動と他の活動の両立

- 男女が相互の協力と社会の支援のもと、家庭生活における活動について、家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域社会における活動と両立ができるよう配慮すること。

7. 国際的取組みとの連携・協調

- 男女共同参画についての推進は、国際社会の取組みと密接な関係にあることから、国際的な動向を見極め協調していく必要がある。

市民・教育関係者・事業者・市民団体の皆さんと 市の責務を明らかにしました

市民 のみなさんは

第 5 条

家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野で積極的に男女共同参画の推進に努めましょう。

市が実施する施策に協力しましょう。

市は

第 4 条

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施します。

市民、事業者、国、他の地方公共団体と連携を図りながら協力し、男女共同参画の推進に努めます。

教育関係者 のみなさんは

第 6 条

教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めましょう。

市が実施する施策に協力しましょう。

事業者 のみなさんは

第 7 条

事業活動に関して男女共同参画の推進に積極的に努めましょう。

市が実施する施策に協力しましょう。

市民団体 のみなさんは

第 8 条

市民活動に関して男女共同参画の推進に努めましょう。

市が実施する施策に協力しましょう。

市、市民等の 協働 (第 10 条)



(表紙挿絵：八重山高等学校
美術部提供)

発行

沖縄県石垣市美崎町 14 番地
石垣市総務部広報広聴課
TEL(0980)-82-1243

<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/>